

議案第 24 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準の一部改正に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長久手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特</p>

<p>別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士_____</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。